＜任継申し込みの流れ＞

＜任継加入希望者＞勤務先退職

《事業所担当者》
退職前に任意継続被保険者資格取得申請書受領

⇩

＜任継加入希望者＞
任意継続被保険者資格取得申請書、健保へ提出

《事業所担当者》
資格喪失届、（任意継続被保険者資格取得申請書）健保へ提出

⇩

【健保組合】
任継継続被保険者資格取得申請書を受領し、事業主からの資格喪失届で資格の喪失を確認後、①新しい保険証　②初回保険料の振込用紙を任継加入希望者の自宅へ送付

⇩

＜任継加入希望者＞
郵便局にて初回保険料の納付

＊初回保険料の納付をしなければ、加入手続きは終了しません。

⇩

初回保険料の納付期限

⇩

＜任継加入希望者＞
初回保険料納付
⇒任継の加入手続き終了

⇩

＜任継者＞
- **「任意継続被保険者　資格取得通知」**
- **次回以降の保険料振込用紙送付**

＜任継加入希望者＞
初回保険料未納

⇩

＜任継加入希望者＞
任継の
申し込みの取消

申し込みの取消となった場合、事業主の資格喪失日から新しく送付された保険証を返却するまでの間の医療費は全額、被保険者に返還請求いたします。

⇩

＜任継加入希望者＞
健保へ
保険証の返却